

令和8年3月6日

法務省民事局民事第二課 御中

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令案に関する意見

日本司法書士会連合会  
会長 小澤吉徳

東日本大震災の被災者及びその相続人の負担を軽減する本措置の継続は、国民の権利擁護を掲げる司法書士としても、現場の実情に即した極めて意義深い改正であると確信している。

司法書士として、本案が速やかに成立し、被災地の権利関係の早期整理と復興の完遂に寄与することを強く要望する。

#### 【意見】

本改正案に対し、実務を担う司法書士の立場から強く賛成する。

#### 【理由】

##### 1. 福島県を重点とした登録免許税免除措置の意義と期待される効果

令和8年度から5年間の第3期復興・創生期間は、東日本大震災の復興の総仕上げとして位置づけられ、原発事故被害地である福島県を重点支援事業の対象としている。そのような情勢の中、令和7年12月26日に閣議決定された令和8年税制改正大綱の中では、被災建物等の代替取得に係る登録免許税の免除措置を福島県内に所在していた建物に対象を限定しており、この支援措置と連動することになる本改正案は有益であると考えられる。

原発事故により、福島県内外への避難者の帰還促進、生活再建のためにも住宅の確保は重要な要素となるため、この改正が避難者等への支援策として活用されることを期待したい。

##### 2. 相続登記の申請義務化に伴う負担軽減の必要性

令和6年4月より相続登記の申請が義務化され、被災地においても過去の相続分を含めた相続手続が加速している。司法書士として現場に携わる中、被災家屋やその代替え不動産の登記手続には、現在も多大な労力と費用を要することを実感している。本特例による手数料免除は、義務履行を促し、生活再建を支える上で不可欠な支援策である。

##### 3. 復興の進捗に合わせた延長期間（3年間）の妥当性

不動産に関する特例期間を令和11年（2029年）3月31日まで3年間延長する点は、非常に現実的な判断であると評価する。震災から年月が経過してもなお、土地の分筆や境界確定に伴う複雑な登記申請が続いており、期間を十分に確保することで、被災者やその相続人が余裕を持って手続を完結させることが可能となる。

上記1にある登録免許税の免税措置と同期間の延長を、支援策の連動性に活かすことができる。

##### 4. 実務上の継続性と混乱の回避

現行の令和8年3月31日までの期限を、令和8年4月1日から切れ目なく施行・延長することは、現場での混乱を防ぐために極めて重要である。証明書等の交付手数料が免除されることで、登記内容の確認が容易になり、結果として正確な権利情報の登記・公示が促進される。

以上